

「特別の法律により設立される民間法人等の指導監督に関する行政評価・監視」の勧告に対する 改善措置状況（2回目のフォローアップ）の概要（ポイント）

【勧告先】 国家公安委員会（警察庁）、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省
 【勧告日】 平成25年12月13日
 【1回目の回答日】 平成26年8月21日～9月3日
 【2回目の回答日】 平成28年1月15日～1月20日

主な勧告事項（調査結果）

主な改善措置状況

1 所管府省による指導監督基準に基づく法人運営の徹底

◎ 基準適合の徹底・例外の明確化

勧告

所管府省は、特別民間法人指導監督基準に掲げられた各事項(※)の同基準への適合について、法人の運営を同基準に適合させるか、又は同基準の例外とすることを判断し、**① 適合させることとした場合には速やかに同基準に適合させ、② 例外とすることとした場合には例外とする理由を明確にして公表**すること。

(※) 指摘事項の例

- ・ 役員の任期は原則2年を基準に設定
- ・ 監査役員への外部の者の登用
- ・ 評議員等の役員との兼職の原則禁止 等

調査結果

- ・ 外形上基準に適合していないにもかかわらず理由が明らかにされていないもの：**23 法人 50 事項**

(注) 同一法人に対する複数の指摘事項に係る改善状況が異なる等のため、「主な改善措置状況」に記載の法人数・事項数等の合計と「主な勧告事項（調査結果）」に記載の法人数・事項数等は必ずしも一致しない。

① 基準適合の徹底（5 法人 6 事項）

- 所管府省において、5 法人 6 事項を基準に適合させることとし、うち、
- 適合済み (5 法人 5 事項)
 - 会則の変更認可後、平成29年定時総会において外部監査役員を選任予定 (日本土地家屋調査士会連合会 1 事項)

[改善事例]

- ▶ 日本司法書士会連合会：監査役員に外部の者を登用
- ▶ 全国商工会連合会：評議員と役員との兼職を原則禁止

※ 基準未適合であった全国農業会議所の1事項については、当該法人が平成28年4月から一般社団法人化されるため、指導監督基準の対象外となる。

② 基準の例外とする理由を公表（21 法人 43 事項）

所管府省において、21 法人の 43 事項を基準の例外とすることとし、全てその理由を公表済み

2 法人運営の適正化の推進

① 内部留保の適正性・透明性確保

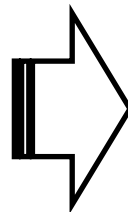
◎ 積立金等の計上ルールの明確化

勧告

所管府省は、引当金、積立金等に関して、計上目的、積立目標額等について明文の規定等がない場合は、会計規程等の内部規程において規定し、財務諸表の重要な会計方針に注記すること等により明らかにするよう指導すること。

調査結果

- 計上目的、積立目標額等について明文の規定等がないもの又は明らかになっていないもの
: 7 法人 13 種類



○ 計上目的、積立目標額等を内部規程に規定し、財務諸表の重要な会計方針に注記する等により明らかにしたもの
(5 法人 10 種類)

○ 内部規程を平成 27 年 8 月に整備し、28 年度に公表する財務諸表から記載予定
(日本小型船舶検査機構 1 種類)

○ 内部規程を平成 27 年度中に整備予定
(全国社会保険労務士会連合会 2 種類)

〔※ 計上目的、積立目標額等について財務諸表の重要な会計方針に注記すること等により既に明らかにしている。〕

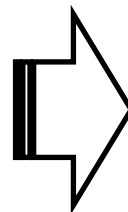
◎ 積立金等の在り方・規模の見直し

勧告

所管府省は、引当金、積立金等について、積立ての在り方を検証し、廃止又は積立額の規模の縮小を含む見直しを行うよう指導すること。

調査結果

- 取崩し実績がない多額の積立金等、見直しが必要なもの
: 5 法人 9 種類



○ 5 法人 9 種類全ての積立金等について、在り方の検証が行われ、2 法人 3 種類の積立額の規模を縮小

[改善事例]

- ▷ 危険物保安技術協会
施設整備等積立金 2 億 6,000 万円 → 1 億 3,500 万円
- ▷ 日本電気計器検定所
設備等整備積立金 15 億円 → 10 億円
開発研究積立金 10 億円 → 5 億円

② 手数料の適正性・透明性確保

◎ 算定根拠・内訳ごとの積算額等の公表

勧告

所管府省は、手数料の算定根拠及び構成する内訳ごとの積算額等を公表していないものについては、インターネットで公表するよう、当該法人に対して指導すること。

調査結果

- ・ 手数料の算定根拠及び構成する内訳ごとの積算額等を公表していないもの：**17 法人 165 件**

◎ 手数料の定期的な見直しの仕組みの整備

勧告

所管府省は、手数料の算定根拠を定期的に見直すこととしていないものについては、手数料の額が適正な水準となるよう、算定根拠の積算が実績等に照らして過大となっていないか定期的に見直すための仕組みを整備するよう措置を講ずること。

調査結果

- ・ 手数料の定期的な見直しの仕組みなし
: 15 法人 158 件

○ 算定根拠及び構成する内訳ごとの積算額等を公表 (15 法人 77 件)

[改善事例]

- ▷ 軽自動車検査協会：「新規検査」、「継続検査」等の手数料の算定根拠等をホームページで公表（平成26年12月）
- ▷ 自動車安全運転センター：「安全運転研修業務」等の手数料の算定根拠等をホームページで公表（平成27年7月）

○ 算定根拠及び構成する内訳ごとの積算額等を平成27年度中に公表予定 (3 法人 86 件)

高圧ガス保安協会	79 件	日本電気計器検定所	4 件
日本消防検定協会	3 件		

○ 定期的な見直しの仕組みを整備 (13 法人 142 件)

[改善事例]

- ▷ 経済産業省は、高圧ガス保安協会の手数料について、積算が前年度の実績に照らして過大となっていないか原則5年ごとに妥当性を法人に検討させ、その結果を報告させる仕組みを平成27年6月に整備
- ▷ 国土交通省は、軽自動車検査協会の手数料について、毎年3月の法人の予算認可の機会を捉え、その算定根拠の積算を見直すこととし、初回は平成27年3月に実施

○ 定期的な見直しの仕組みを平成27年度中に整備予定 (2 法人 14 件)

日本消防検定協会	3 件	日本電気計器検定所	11 件
----------	-----	-----------	------

③ ディスクロージャーの推進

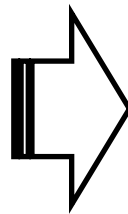
◎ 附属明細書の作成・公開規定の整備

勧告

所管府省は、法令又は当該法人の定款等の内部規程において、附属明細書の作成及び公開について規定されていない法人に対して、附属明細書の作成及び公開を行うことを法令上義務付けるか、又は当該法人の定款等の内部規程において規定するよう指導すること。

調査結果

・附属明細書の作成・公開規定なし：30 法人



- 附属明細書の作成・公開規定を整備 (28 法人)
- 附属明細書の作成・公開規定を平成 28 年度中に整備予定 (1 法人：健康保険組合連合会)

※ 附属明細書の作成・公開規定を整備していなかった鉱業労働災害防止協会は平成 26 年 3 月に解散

【参考1】

特別の法律により設立される民間法人等とは？

特別民間法人

民間の一定の事務・事業について公共上の見地からこれを確実に実施する法人を少なくとも一つ確保することを目的として特別の法律により設立数を限定して設立され、国が役員を任命せず、かつ、国又はこれに準ずるものの出資がない民間法人。

「行政改革に関する第5次答申－最終答申－」(昭和58年3月14日臨時行政調査会)を受けた行政改革や「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)によって、特殊法人及び認可法人のうち、「事務・事業の制度的独占の原則廃止」、「国からの出資の廃止」、「役員選任の自主化」などが行われたもの。調査時点で37法人。

「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」(平成14年4月26日閣議決定)の対象。

特別法人

商法及び民法以外の特別の法律に基づき設立され、全国を地区とする法人(独立行政法人、特殊法人、認可法人、共済組合及び特別の法律により設立される民間法人を除く。)のうち、次のいずれかに該当する法人。

- ① 法律により国の事務を行うことが規定されているもの
- ② 法人が行った事務について行政不服審査法又は設立根拠法に基づく国に対する審査請求、異議申出の制度があるもの
- ③ 国からの補助金等(補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。)と密接な関係を有する業務を行うもの
- ④ 国が当該法人の借入れ等に係る債務の保証をすることができることとされているもの

調査時点で12法人。

「特別の法律により設立される法人の運営に関する指導監督基準」(平成18年8月15日閣議決定)の対象

今回の行政評価・監視の目的

1 所管府省による指導監督基準に基づく法人運営の徹底

2 法人運営の適正化の推進

- ① 内部留保の適正性・透明性確保
- ② 手数料の適正性・透明性確保
- ③ ディスクロージャーの推進

ガバナンスの徹底

国民負担の低減

透明性の確保

国の行政の一翼を担う特別民間法人等の適正性・透明性の確保

信頼性の高い行政の実現

【参考2】

特別の法律により設立される民間法人等一覧

No.	法人 類型	区分※1)	法人名	所管府省	旧形態	民間法人化 年月日※2)
1	特別 民間法人	検査・検定	日本消防検定協会	総務省	特殊法人	昭和62年1月1日
2			危険物保安技術協会	総務省	認可法人	昭和62年1月1日
3			高压ガス保安協会	経済産業省	特殊法人	昭和61年10月1日
4			日本電気計器検定所	経済産業省	特殊法人	昭和61年10月1日
5			軽自動車検査協会	国土交通省	認可法人	昭和62年10月1日
6			日本小型船舶検査機構	国土交通省	認可法人	昭和62年10月1日
7		災害防止	建設業労働災害防止協会	厚生労働省	認可法人	平成元年7月18日
8			陸上貨物運送事業労働災害防止協会	厚生労働省	認可法人	平成元年7月18日
9			林業・木材製造業労働災害防止協会	厚生労働省	認可法人	平成元年7月18日
10			港湾貨物運送事業労働災害防止協会	厚生労働省	認可法人	平成元年7月18日
11			鉱業労働災害防止協会	厚生労働省	認可法人	平成元年7月18日
12			中央労働災害防止協会	厚生労働省	認可法人	平成12年6月19日
13		士業団体	日本公認会計士協会	金融庁	認可法人	平成16年4月1日
14			日本行政書士会連合会	総務省	認可法人	平成15年3月4日
15			日本司法書士会連合会	法務省	認可法人	平成14年12月19日
16			日本土地家屋調査士会連合会	法務省	認可法人	平成15年8月1日
17			日本税理士会連合会	財務省	認可法人	平成14年10月29日
18			全国社会保険労務士会連合会	厚生労働省	認可法人	平成15年3月31日
19			日本弁理士会	経済産業省	認可法人	平成14年8月29日
20			日本水先人会連合会	国土交通省	—	平成19年4月3日
21		年金・保険・共済	消防団員等公務災害補償等共済基金	総務省	特殊法人	平成9年4月1日
22			企業年金連合会	厚生労働省	認可法人	平成14年4月1日
23			石炭鉱業年金基金	厚生労働省	認可法人	平成14年12月13日
24			漁船保険中央会	農林水産省	認可法人	平成14年4月1日
25			全国漁業共済組合連合会	農林水産省	認可法人	平成14年4月1日
26		事業者団体	全国農業会議所	農林水産省	認可法人	平成14年4月1日
27			全国農業協同組合中央会	農林水産省	認可法人	平成14年4月1日
28			日本商工会議所	経済産業省	認可法人	平成14年4月1日
29			全国商工会連合会	経済産業省	認可法人	平成14年4月1日
30			全国中小企業団体中央会	経済産業省	認可法人	平成17年4月1日
31		投資育成	東京中小企業投資育成株式会社	経済産業省	特殊法人	昭和61年7月1日
32			名古屋中小企業投資育成株式会社	経済産業省	特殊法人	昭和61年7月1日
33			大阪中小企業投資育成株式会社	経済産業省	特殊法人	昭和61年7月1日
34		その他	自動車安全運転センター	警察庁	認可法人	平成15年10月1日
35			社会保険診療報酬支払基金	厚生労働省	特殊法人	平成15年10月1日
36			中央職業能力開発協会	厚生労働省	認可法人	平成10年7月1日
37			農林中央金庫	農林水産省	特殊法人	昭和61年9月8日
38	特別 法人	災害防止	船員災害防止協会	厚生労働省 国土交通省	—	(昭和42年10月31日)
39			年金・保険・共済	生命保険契約者保護機構	金融庁	—
40		健康保険組合連合会		厚生労働省	—	(昭和18年4月29日)
41		国民年金基金連合会		厚生労働省	—	(平成3年5月30日)
42		事業者団体	日本証券業協会	金融庁	—	(昭和48年7月1日)
43			日本貸金業協会	金融庁	—	(平成19年12月19日)
44			全国土地改良事業団体連合会	農林水産省	—	(昭和33年8月19日)
45			全国食肉業務用卸協同組合連合会	農林水産省	—	(昭和56年5月1日)
46			日本商品先物取引協会	農林水産省 経済産業省	—	(平成11年4月1日)
47			全国石油商業組合連合会	経済産業省	—	(昭和38年11月20日)
48		その他	損害保険料率算出機構	金融庁	—	(昭和39年1月8日)
49	原子力発電環境整備機構		経済産業省	—	(平成12年10月18日)	

※1. 特別民間法人の「区分」については、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)に基づき整理した。特別法人の「区分」については、特別民間法人の分類を参考に、当省が整理した。

※2. 特別法人については、「民間法人化年月日」には、参考として法人の設立年月日を記載した。

**特別の法律により設立される民間法人等の指導監督に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告に対する
その後の改善措置状況（2回目のフォローアップ）の概要**

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 平成 24 年 12 月～25 年 12 月
- 2 調査対象機関 調査対象機関：国家公安委員会（警察庁）、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省

関連調査等対象機関：特別の法律により設立される民間法人、特別の法律により設立される法人、関係団体等

【勧告日及び勧告先】 平成 25 年 12 月 13 日 国家公安委員会（警察庁）等 9 府省に対し勧告

【回答年月日】 平成 26 年 8 月 21 日～9 月 3 日

国家公安委員会(警察庁)	平成 26 年 8 月 26 日	金 融 庁	平成 26 年 8 月 29 日	総 務 省	平成 26 年 8 月 29 日
法 務 省	平成 26 年 8 月 21 日	財 務 省	平成 26 年 8 月 25 日	厚 生 労 働 省	平成 26 年 8 月 28 日
農 林 水 産 省	平成 26 年 9 月 3 日	経 済 産 業 省	平成 26 年 8 月 25 日	国 土 交 通 省	平成 26 年 8 月 27 日

【その後の改善措置状況に係る回答年月日】 平成 28 年 1 月 15 日～1 月 20 日

国家公安委員会(警察庁)	平成 28 年 1 月 18 日	金 融 庁	平成 28 年 1 月 19 日	総 務 省	平成 28 年 1 月 18 日
法 務 省	平成 28 年 1 月 19 日	厚 生 労 働 省	平成 28 年 1 月 15 日	農 林 水 産 省	平成 28 年 1 月 20 日
経 済 産 業 省	平成 28 年 1 月 15 日	国 土 交 通 省	平成 28 年 1 月 20 日		

【調査の背景事情】

- 特別の法律により設立される民間法人（以下「特別民間法人」という。）については、「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」（平成 14 年 4 月 26 日閣議決定。以下「特別民間法人指導監督基準」という。）が、特別の法律により設立される法人（以下「特別法人」という。）については、「特別の法律により設立される法人の運営に関する指導監督基準」（平成 18 年 8 月 15 日閣議決定）がそれぞれ策定され、国として一定の指導監督を実施
- また、特別民間法人及び特別法人については、「今後の行政改革の方針」（平成 16 年 12 月 24 日閣議決定）において、いずれも「行政代行人」として見直しの対象とされ、国民負担の軽減、再生支出の削減、事務・事業の効率化等の観点から、検査・検定業務への民間参入の促進、経常的経費に係る補助金・委託費の削減等が求められてきたところ
- 本調査は、これら特別民間法人（37 法人）及び特別法人（12 法人）について、これまで必ずしも明らかにされてこなかった法人の実態や国との関わりの全体像を明らかにしつつ、こうした法人が担うべき行政代行的・行政補完的機能の的確かつ効率的な発揮の観点から、これらの法人の事務・事業運営の状況、関係府省による指導監督などの関与の状況等を調査

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>1 指導監督基準に沿った法人運営の徹底 (勧告要旨)</p> <p>関係府省は、特別民間法人について、特別民間法人指導監督基準に沿った法人運営を的確に推進する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 所管府省は、特別民間法人指導監督基準に掲げられた各事項の同基準への適合について、所管する特別民間法人の特性や実情等の本質に応じて、法人の運営を同基準に適合させるか、又は同基準の例外とするかを判断すること。(金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)</p> <p>② 所管府省は、上記①の措置により、特別民間法人指導監督基準に適合させることとした場合には、各特別民間法人に対して、法人の運営が速やかに同基準に適合するよう指導すること。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>→ : 1 回目のフォローアップ時に確認した改善措置状況</p> <p>⇒ : 2 回目のフォローアップ時に確認した改善措置状況</p> </div> <p>→ 指摘した 8 府省 23 法人延べ 50 事項のうち、所管府省において、特別民間法人指導監督基準に適合させると判断したものが 4 府省 6 法人 7 事項、指導監督基準の例外とすると判断したものが 7 府省 21 法人 43 事項</p> <p>→ 指導監督基準に適合させると判断した 4 府省 6 法人 7 事項のうち、適合させたものが 2 府省 2 法人 2 事項、適合させる予定のものが 3 府省 4 法人 5 事項 (改善事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済産業省は、全国中小企業団体中央会に対して、監査役員の外部の者の登用について指導監督基準に適合するよう指導した結果、平成 26 年 6 月の同法人の総会において外部監事が就任した。 ・ 国土交通省は、日本水先人会連合会に対して、評議員会等による業務実績評価の実施について指導監督基準に適合するよう指導した結果、平成 26 年 4 月に事業評価委員会を設置する会則変更が国土交通大臣に認可され、業務実績評価を行う体制が整備された。 <p>⇒ 指導監督基準に適合させる予定としていた 3 府省 4 法人 5 事項</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>③ 所管府省は、上記①の措置により、特別民間法人指導監督基準の例外とすることとした場合には、今後、同基準に基づく指導監督の状況及び結果の公表の際に、例外とする理由を明確にして公表すること。また、同基準に基づき、総務省行政管理局は、所管府省の公表結果を取りまとめて公表すること。</p> <p>(調査結果)</p> <p>○ 特別民間法人 36 法人について、所管府省及び総務省行政管理局（各府省の公表結果を取りまとめ・整理）が公表している指導監督状況から、各法人における基準適合状況を調査した結果、少なくとも外形上基準に適合していないものが 24 法人で延べ 52 事項がみられた。</p>	<p>のうち、指導監督基準に適合させたものが 2 府省 3 法人 3 事項、平成 29 年度に適合させる予定のものが 1 府省 1 法人 1 事項（法務省・日本土地家屋調査士会連合会）。ほか 1 府省 1 法人 1 事項（農林水産省・全国農業会議所）については、平成 28 年 4 月 1 日から一般社団法人に組織変更されることから、指導監督基準の対象外となる。</p> <p>(改善事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本司法書士会連合会は、平成 26 年の定時総会において会則を改正し、法務大臣の認可を得た上で、27 年 6 月の定時総会において会員でない外部監事を選任し、登用した。 ・全国商工会連合会は、平成 27 年 3 月に開催した役員会・理事会において、評議員会規程を改正し、評議員と役員との兼職を原則禁止することとした。 <p>→ 指導監督基準の例外とすると判断した 7 府省 21 法人 43 事項のうち、例外とする理由を公表済みのものが 1 府省 1 法人 3 事項、平成 25 年度指導監督状況の公表の際に例外とする理由を公表予定のものが 6 府省 20 法人 40 事項</p> <p>また、総務省行政管理局は、所管府省の公表結果を取りまとめて公表予定</p> <p>⇒ 指導監督基準の例外とする理由を公表予定としていた 6 府省 20 法人 40 事項全てについて、例外とする理由が公表された。</p> <p>また、総務省行政管理局は、所管府省の公表結果を取りまとめて平成 26 年 11 月にホームページに公表した。</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>これらの取扱いをみると、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「基準未適合」とされているもの 9 法人延べ22 事項 ・「基準非該当」とされているもの 15 法人延べ20 事項 ・「基準適合」とされているもの 4 法人延べ5 事項 ・このほか、総務省行政管理局における公表において、公表されていなかったもの 3 法人延べ5 事項 <p>※ 2 法人2 事項については、調査過程において適合済みとなっている。</p> <p>(勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>④ 所管府省は、法令上作成が義務付けられている財産目録をインターネットにより公表していない特別民間法人に対して、早急に公表するよう指導すること。(総務省)</p> <p>⑤ 所管府省は、所管する特別民間法人について、最新の業務及び財務に関する資料を早急に自らのホームページに掲載すること。(金融庁)</p> <p>⑥ 所管府省は、所管する特別民間法人のうち、国等から補助金等を受けている法人について、当該補助金等の名称及び金額、交付対象事業の内容並びに補助金等全体の金額及び年間収入に対する割合を早急に自らのホームページに掲載すること。(厚生労働省)</p> </div> <p>2 特別の法律により設立される民間法人等の運営の適正化の推進</p> <p>(1) 引当金、積立金等の内部留保の適正性及び透明性の確保</p> <p>(勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>所管府省は、手数料等の決定に国が関与している事務・事業を行っている特別民間法人等について、引当金、積立金等の内</p> </div>	<p>→ 消防団員等公務災害補償等共済基金は、平成 25 年度決算分の財産目録について、26 年7月に同法人のホームページに公表した。</p> <p>→ 金融庁は、日本公認会計士協会の最新の業務及び財務に関する資料について、平成 26 年 1 月に同庁のホームページに掲載した。</p> <p>→ 厚生労働省は、社会保険診療報酬支払基金が国等から受けている補助金等の名称及び金額、交付対象事業の内容並びに補助金等全体の金額及び年間収入に対する割合について、平成 26 年 7 月に同省のホームページに掲載した。</p> <p>積立金等に関する計上目的、積立目標額及び積立ての考え方等の計上ルールが不明確な 5 府省 7 法人 13 種類のうち、平成 25 年度決</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>部留保の適正性及び透明性の確保を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 貸借対照表の負債の部に計上された引当金、積立金等に関して、次の措置を講ずること。</p> <p>i) 計上目的について明文の規定等がない場合は、当該法人に係る財務及び会計に関する府省令を制定するか、又は当該法人に対して、少なくとも会計規程等の内部規程において規定し、その内容を財務諸表の重要な会計方針に注記すること等により明らかにするよう指導すること。(厚生労働省(1法人2種類))</p> <p>ii) 積立ての適正規模や積立目標額について明文の規定等がない場合は、当該法人に対して、少なくとも会計規程等の内部規程において規定し、その内容を財務諸表の重要な会計方針に注記すること等により明らかにするよう指導すること。(厚生労働省、経済産業省(計2法人3種類))</p> <p>iii) 具体的な積立額や積立ての考え方について明文の規定等がない場合は、当該法人に対して、少なくとも会計規程等の内部規程において規定し、その内容を財務諸表の重要な会計方針に注記すること等により明らかにするよう指導すること。(厚生労働省、経済産業省(計2法人3種類))</p>	<p>算に係る財務諸表に記載したものが2府省3法人5種類、計上ルールの明確化を検討しているものが5府省5法人9種類</p> <p>→ 全国社会保険労務士連合会は、内部規程に計上目的を規定することを検討中であるが、計上目的の内容については平成26年7月にホームページに公表した。</p> <p>⇒ 全国社会保険労務士連合会は、社会保険労務士試験における「電子化積立金」及び「災害対策積立金」の計上目的について、平成27年度中に内部規程に規定する予定である。</p> <p>→ 指摘した2府省2法人3種類において、内部規程に積立ての適正規模や積立目標額を規定することについて検討中</p> <p>⇒ 指摘した2府省2法人3種類のうち、内部規程に積立ての適正規模や積立目標額を規定したものが1府省1法人1種類、平成27年度中に内部規程に規定する予定であるものが1府省1法人2種類(厚生労働省・全国社会保険労務士会連合会の電子化積立金及び災害対策積立金)</p> <p>→ 指摘した2府省2法人3種類において、内部規程に具体的な積立額や積立ての考え方を規定することについて検討中</p> <p>⇒ 指摘した2府省2法人3種類のうち、内部規程に具体的な積立額や積立ての考え方を規定したものが1府省1法人1種類、平成</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>② 目的積立金に関して、次の措置を講ずること。</p> <p>i) 計上目的について明文の規定等がない場合は、当該法人に係る財務及び会計に関する府省令を制定するか、又は当該法人に対して、少なくとも会計規程等の内部規程において規定し、その内容を財務諸表の重要な会計方針に注記すること等により明らかにするよう指導すること。(総務省(1法人3種類))</p> <p>ii) 積立ての適正規模や積立目標額について明文の規定等がない場合は、当該法人に対して、少なくとも会計規程等の内部規程において規定し、その内容を財務諸表の重要な会計方針に注記すること等により明らかにするよう指導すること。(警察庁、総務省、国土交通省(計4法人7種類))</p>	<p>27年度中に内部規程に規定する予定であるものが1府省1法人2種類(厚生労働省・全国社会保険労務士会連合会の電子化積立金及び災害対策積立金)</p> <p>→ 危険物保安技術協会は、平成26年3月からワーキングチームを立ち上げ、26年度内を目途に各種積立金の在り方等についての検討を行っている。その結果を踏まえて、規程等の整備を行う予定</p> <p>⇒ 危険物保安技術協会は、ワーキングチームにおける検討結果を踏まえ、平成27年3月に会計規程等に積立金の計上目的を明記する等、所要の整備を行った。</p> <p>→ 内部規程の改正(積立ての適正規模や積み立て目標額を記載)とともに、平成25年度決算に係る財務諸表に記載することにより明らかにしたものが1府省1法人1種類、内部規程等の整備に向けて検討中のものが3府省3法人6種類(改善事例)</p> <p>軽自動車検査協会は、平成26年3月に「軽自動車検査協会会計規程実施細則」を改正し、25年度決算の財務諸表に記載することにより明らかにした。</p> <p>⇒ 内部規程等の整備に向けて検討中としていた3府省3法人6種類のうち、内部規程等の整備を行い、積立ての適正規模や積立目標額を明らかにしたものが2府省2法人5種類、内部規程の整備を行い、平成28年度に公表する財務諸表から注記する予定のもの</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>iii) 具体的な積立額や積立ての考え方について明文の規定等がない場合は、当該法人に対して、少なくとも会計規程等の内部規程において規定し、その内容を財務諸表の重要な会計方針に注記すること等により明らかにするよう指導すること。(警察庁、総務省、国土交通省(計3法人6種類))</p> <p>iv) 計上目的について明文の規定はあるものの、規定された内容が財務諸表の重要な会計方針に注記されていない場合は、当該法人に対して、その内容を財務諸表の重要な会計方針に注記すること等により明らかにするよう指導すること。(警察庁、経済産業省、国土交通省(計4法人7種類))</p>	<p>のが1府省1法人1種類(国土交通省・日本小型船舶検査機構の施設整備積立金) (改善事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車安全運転センターは、平成26年9月に受領した監査法人等の外部の専門機関への委託結果を踏まえ、目的積立金に係る規定を整備するとともに、目的積立金の規模、使途、考え方等を毎事業年度の財務諸表の注記事項(重要な会計方針)に明記することとし、平成26事業年度分から実施した。 <p>→ 指摘した3府省3法人6種類において、内部規程等の整備に向けて検討中</p> <p>⇒ 内部規程等の整備に向けて検討中としていた3府省3法人6種類のうち、内部規程等の整備を行い、具体的な積立額や積立ての考え方を明らかにしたものが2府省2法人5種類、内部規程の整備を行い、平成28年度に公表する財務諸表から注記する予定のものが1府省1法人1種類(国土交通省・日本小型船舶検査機構の施設整備積立金)</p> <p>→ 財務諸表に記載することにより明らかにしたものが2府省3法人5種類、明らかにすることを検討中のものが1府省1法人2種類</p> <p>⇒ 計上目的を明らかにすることを検討中としていた1府省1法人2種類については、目的積立金に係る規定を整備するとともに、目的積立金の規模、使途、積立ての考え方等を毎事業年度の財務</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>v) 積立ての適正規模や積立目標額について明文の規定はあるものの、規定された内容が財務諸表の重要な会計方針に注記されていない場合は、当該法人に対して、その内容を財務諸表の重要な会計方針に注記すること等により明らかにするよう指導すること。(経済産業省、国土交通省(計2法人3種類))</p> <p>vi) 具体的な積立額や積立ての考え方について明文の規定はあるものの、規定された内容が財務諸表の重要な会計方針に注記されていない場合は、当該法人に対して、その内容を財務諸表の重要な会計方針に注記すること等により明らかにするよう指導すること。(経済産業省、国土交通省(計2法人4種類))</p> <p>vii) 利益処分の内容について明らかにされていない場合は、当該法人に対して、損益計算書への当該利益処分の内容の注記及び当該計算書の公開又は利益処分の内容について説明した書類の作成・公開により、当該利益処分の内容を明らかにするよう指導すること。(国土交通省(2法人3種類))</p> <p>viii) 利益処分の内容を説明した書類を作成しているものの、</p>	<p>諸表の注記事項に明記することとし、平成 26 事業年度分から実施した。</p> <p>→ 指摘した2府省2法人3種類において、いずれも財務諸表に記載することにより明らかにした。 (改善事例) 日本電気計器検定所は、利益剰余金の目的積立金(設備等整備積立金及び開発研究積立金)の積立目標額等について、平成25年度決算の財務諸表の重要な会計方針に注記することにより明らかにした。</p> <p>→ 指摘した2府省2法人4種類において、いずれも財務諸表に記載することにより明らかにした。</p> <p>→ 指摘した1府省2法人3種類において、いずれも書類の作成・公開により、利益処分の内容について明らかにした。 (改善事例) 日本小型船舶検査機構は、平成25年度決算の損益計算書に利益処分の内容を注記し、ホームページに公開した。</p> <p>→ 自動車安全運転センターは、平成25年度決算に係る利益処分</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>公開していない場合は、当該法人に対して、当該書類の公開により、当該利益処分の内容を明らかにするよう指導すること。(警察庁(1法人2種類))</p> <p>③ 貸借対照表の資本の部に計上された当期利益等の残余が積み立てられている引当金、積立金等について、利益処分の内容について明らかにされていない場合は、当該法人に対して、損益計算書への当該利益の処分内容の注記及び当該計算書の公開又は利益の処分について説明した書類の作成・公開により、当該利益の処分の内容を明らかにするよう指導すること。(警察庁、経済産業省(計2法人4種類))</p> <p>④ 上記①から③に加え、当該法人に対して、次の措置を行うよう指導すること。</p> <p>i) 日本電気計器検定所の設備等整備積立金については、その積立ての在り方を検証し、廃止又は積立額の規模の縮小を含む見直しを行うこと。(経済産業省)</p>	<p>計算書を26年7月にホームページに公開した。</p> <p>→ 指摘した2府省2法人4種類において、いずれも平成25年度決算に係る書類の作成・公開により、利益処分の内容について明らかにした。 (改善事例) 高圧ガス保安協会は、平成25年度決算の損益計算書に利益処分の内容を注記し、ホームページに公開した。</p> <p>目標額が不明確な多額積立金等、見直しが必要な4府省5法人9種類のうち、計画を策定し目標額を明らかにしたものが1府省1法人1種類、在り方、見直しについて検討中のもの等が3府省4法人8種類</p> <p>→ 日本電気計器検定所は、平成26年度の実績を踏まえて積立ての在り方を検証し、必要に応じて27年度に積立額の規模の見直しを行う予定</p> <p>⇒ 日本電気計器検定所は、平成26年度の実績を踏まえて設備等整備積立金の在り方を検証した結果、平成27年6月に、同法人役員会において、同積立金を15億円から10億円に縮小した。</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>ii) 日本電気計器検定所の開発研究積立金については、その積立ての在り方を検証し、廃止又は積立額の規模の縮小を含む見直しを行うこと。(経済産業省)</p> <p>iii) 危険物保安技術協会の施設整備等積立金については、その積立ての在り方を検証し、廃止又は積立額の規模の縮小を含む見直しを行うこと。(総務省)</p> <p>iv) 危険物保安技術協会の損失補填準備積立金については、代替手段の活用も視野に入れ、積立ての在り方について検証し、廃止又は積立額の規模の縮小を含む見直しを行うこと。(総務省)</p>	<p>→ 日本電気計器検定所は、平成 26 年度の実績を踏まえて積立ての在り方を検証し、必要に応じて 27 年度に積立額の規模の見直しを行う予定</p> <p>⇒ 日本電気計器検定所は、平成 26 年度の実績を踏まえて開発研究積立金の在り方を検証した結果、平成 27 年 6 月、同法人役員会において、同積立金を 10 億円から 5 億円に縮小した。</p> <p>→ 危険物保安技術協会は、平成 26 年 3 月からワーキングチームを立ち上げ、26 年度内を目途に積立金の在り方等について検討を行っている。</p> <p>⇒ 危険物保安技術協会は、ワーキングチームにおいて施設整備等積立金の在り方等を検討した結果を踏まえ、平成 27 年 3 月に、積立目標額は積立金の現在高（2 億 6,000 万円）よりも下回るもの（1 億 3,500 万円）とする規模の縮小を行った。</p> <p>→ 危険物保安技術協会は、平成 26 年 3 月からワーキングチームを立ち上げ、26 年度内を目途に積立金の在り方等について検討を行っている。</p> <p>⇒ 危険物保安技術協会は、ワーキングチームにおいて損失補填準備積立金の在り方等を検討した結果を踏まえ、平成 27 年 3 月に、積立目標額を 16 億円とし、これ以上の積立てを行わないこととした。</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>v) 自動車安全運転センターの経営基盤安定化積立金については、積立目標額の根拠となっている損失累計額の試算の算定期間である平成 22 年度から 26 年度までにおける取崩実績を踏まえつつ、その積立ての必要性を検証した上で、廃止又は積立額の規模の縮小を含む見直しを行うこと。 (警察庁)</p> <p>vi) 軽自動車検査協会の施設整備積立金については、平成 23 年度末の積立額が 100 億円を超えていることに鑑み、中期 5 か年計画に沿った施設整備実績、手数料収入により賄われる施設整備費並びに本積立金の取崩額及び積立額の推移を踏まえ、積立金の適正規模や積立目標額を明らかにするとともに、その結果を踏まえて、必要に応じ積立額の規模の見直しを行うこと。 その際、積立金の適正規模や積立目標額について、少なくとも当該法人の会計規程などの法人の内部規程において規定し、その内容を財務諸表の重要な会計方針に注記す</p>	<p>→ 自動車安全運転センターは、平成 26 年度決算の確定により明らかになる取崩実績及び 26 年 9 月末日までに受領する監査法人等による積立金必要額の算定等の委託結果を踏まえ、積立ての必要性を検証した上で、廃止又は積立額の規模の縮小を含む見直しを行う予定</p> <p>⇒ 自動車安全運転センターは、平成 26 年 9 月に受領した監査法人等への委託結果を踏まえ、現行の積立額の規模を維持する必要性が認められたことから、26 年 11 月に、今後 5 年間は経営安定化積立金（平成 26 年度から名称を変更）の廃止又は積立額の規模の縮小は行わないとの結論に至ったが、経営安定化積立金の適正規模については、5 年ごとに定期的見直しを行うこととし、同見直しを含む目的積立金に係る取扱い方針を平成 26 事業年度分から毎事業年度の財務諸表の注記事項（重要な会計方針）に明記することとした。</p> <p>→ 軽自動車検査協会は、これまでの中期 5 か年計画に沿った結果を踏まえ、平成 26 年度から今後 5 年の計画額を「施設整備長期計画」で策定し、「軽自動車検査協会会計規程実施細則」を改正し、26 年 6 月には、その内容を財務諸表に記載することにより明らかにした。</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>ること等により明らかにすること(上述②ii)の再掲)。(国土交通省)</p> <p>vii) 高圧ガス保安協会の積立金(一般勘定、特別勘定1、特別勘定2)については、利益の留保が過大とならないよう、必要に応じて手数料額の引下げ(後述Ⅱ(2)イ参照)を含む見直しを行うなど適切性を確保するための措置を講ずること。(経済産業省)</p> <p>(2) 手数料等の適正化の推進と透明性の確保</p> <p>ア 手数料等の適正性及び透明性の確保</p> <p>(勧告要旨)</p> <p>所管府省は、特別民間法人等が徴収する手数料等の額について適正性を確保するとともに、透明性を確保する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 算定根拠の公表に関して、次の措置を講ずること。</p> <p>i) 算定根拠を公表していないものについては、ホームページを活用することなどにより、算定根拠の要素、要素の内訳及び内訳ごとの積算額をインターネットで公表するよう、当該法人に対して指導を行うこと。</p> <p>(警察庁、金融庁、法務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省(計12法人59件))</p>	<p>→ 高圧ガス保安協会は、手数料について、利益留保が過大とならないような額となっていることの検証を平成26年度に行い、必要に応じて27年度に措置を講ずる予定</p> <p>⇒ 高圧ガス保安協会は、平成26年中に専門家の意見を踏まえ積立金(一般勘定、特別勘定1、特別勘定2)の適正規模等について検討を行い、27年3月に過大となっていないとの結論を得た。その結果、当該積立金を要因とした手数料額の引下げ等の措置は行わないこととした。</p> <p>手数料等の算定根拠が不明確な7府省17法人165件のうち、算定根拠が公表されたものが4府省6法人19件、公表に向け検討中のもの等が6府省12法人146件</p> <p>→ インターネットで算定根拠を公表したものが2府省3法人7件、平成26年度中に公表予定のものが2府省3法人14件、公表に向けて検討中のもの等が4府省6法人38件</p> <p>(改善事例)</p> <p>日本弁理士会は、「特許業務法人の届出に関する事務」について、手数料等の算定根拠(要素、要素の内訳及び内訳ごとの積</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>ii) 算定根拠を公表しているものであっても、算定根拠の要素、要素の内訳及び内訳ごとの積算額のうち公表していない事項があるものについては、ホームページを活用することなどにより当該事項をインターネットで公表するよう、当該法人に対して指導を行うこと。 (警察庁、金融庁、総務省、厚生労働省、経済産業省 (計 11 法人 103 件))</p>	<p>算額) を同法人のホームページで公表した。</p> <p>⇒ 平成 26 年度中にインターネットで算定根拠を公表予定としていた 2 府省 3 法人 14 件について、平成 27 年 8 月時点で全て公表された。また、公表に向けて検討中としていた 4 府省 5 法人 36 件 (該当がないものを除く。) のうち、公表されたものが 3 府省 3 法人 32 件、平成 27 年度中に公表予定のものが 1 府省 2 法人 4 件 (経済産業省・高圧ガス保安協会 1 件及び日本電気計器検定所 3 件)</p> <p>(改善事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車検査協会は、平成 26 年 12 月に、「新規検査」「継続検査」等の手数料の算定根拠等をホームページで公表した。 <p>→ インターネットで算定根拠を公表したものが 3 府省 5 法人 9 件、平成 26 年度中に公表予定のものが 1 府省 1 法人 1 件、公表に向けて検討中のものが 4 府省 5 法人 93 件</p> <p>⇒ 平成 26 年度中にインターネットで算定根拠を公表予定としていた 1 府省 1 法人 1 件については、平成 26 年 10 月に公表された。また、公表に向けて検討中としていた 4 府省 5 法人 93 件のうち、公表されたものが 3 府省 3 法人 11 件、平成 27 年度中に公表予定のものが 2 府省 3 法人 82 件 (総務省・日本消防検定協会 3 件、経済産業省・高圧ガス保安協会 78 件及び日本電気計器検定所 1 件)</p> <p>(改善事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車安全運転センターは、平成 27 年 7 月に、「安全運転研

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>iii) 積立金等への積立額を算定根拠に計上しているものについては、ホームページを活用することなどにより、その積立額、積立額の算出方法及び算定根拠への計上方法をインターネットで公表するよう、当該法人に対して指導を行うこと。 (厚生労働省 (2 法人 3 件))</p> <p>② 収支の対応関係の明確化に関して、次の措置を講ずること。</p> <p>i) 事務・事業ごとに収支の対応関係を明らかにしていないものについては、ホームページを活用することなどにより、事務・事業ごとの収支の対応関係をインターネットで公表するよう、当該法人に対して指導を行うこと。 ただし、事務・事業ごとに収支の対応関係を明らかにすることが困難なものについては、法令に基づく事務・事業とそれ以外の事務・事業との区分に留意しつつ、手数料等の算定の区分に応じて収支の対応関係を明らかにするなど、利用者等に対し手数料等の額の適正性を説明する上で合理的な区分を検討し、検討結果を踏まえた区分ごとに収支の対応関係を明らかにしてインターネットで公表するよう、当該法人に対して指導を行うこと。 (警察庁、総務省、法務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省 (計 13 法人 152 件))</p>	<p>修業務」等の手数料の算定根拠等をホームページで公表した。</p> <p>→ 指摘した 1 府省 2 法人 3 件について、平成 26 年 7 月に、その積立額、積立額の算出方法及び算定根拠への計上方法を法人ホームページに掲載した。</p> <p>→ 事務・事業ごとに収支の対応関係を明らかにしていない 6 府省 13 法人 152 件のうち、事務・事業ごとの収支の対応関係を公表したものが 4 府省 5 法人 14 件、平成 26 年度中に公表予定のものが 2 府省 3 法人 14 件、公表に向け検討中のものが 3 府省 5 法人 124 件 (改善事例) 危険物保安技術協会は、「特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所の設計審査」等の 4 審査事業について、セットで行われる場合が多いことから、これら審査事業の収支の対応関係を 1 つの区分とし、同法人のホームページに公表した。</p> <p>⇒ 平成 26 年度中に事務・事業ごとの収支の対応関係を公表予定としていた 2 府省 3 法人 14 件は、平成 27 年 8 月時点で全て公表された。また、公表に向け検討中としていた 3 府省 5 法人 124 件のうち、公表されたものが 3 府省 3 法人 111 件、平成 27 年度中</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>ii) 事務・事業ごとに収支の対応関係を明らかにして公表しているもののうち、公表内容が最新の情報でないものについては、最新の情報をインターネットで公表するよう、当該法人に対して指導を行うこと。 (経済産業省 (1 法人 4 件))</p> <p>③ 手数料等の額の適正性確保に関して、次の措置を講ずること。</p> <p>i) 算定根拠を定期的に見直すこととしていないものについては、手数料等の額が適正な水準となるよう、算定根拠の積算が実績等に照らして過大となっていないか定期的に見直すための仕組みを整備すること。 (警察庁、金融庁、総務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省 (計 15 法人 158 件))</p>	<p>に公表予定のものが 2 府省 2 法人 13 件 (経済産業省・日本電気計器検定所 11 件、総務省・日本行政書士会連合会 2 件)、</p> <p>→ 日本弁理士会は、指摘された 4 件の事務・事業ごとの収支の対応関係について、平成 26 年 1 月に、最新の内容をホームページに公表した。</p> <p>→ 手数料等の算定根拠を定期的に見直すための仕組みのない 8 府省 15 法人 158 件のうち、定期的に見直すための仕組みを整備したものが 4 府省 5 法人 9 件、定期的な見直しの仕組み整備に向け検討中のもの等が 7 府省 11 法人 149 件</p> <p>※ 上記のうち、平成 26 年度中に仕組みを整備予定のものが 2 府省 3 法人 14 件、定期的な見直しについて検討中のもの等が 6 府省 8 法人 135 件 (改善事例)</p> <p>総務省は、「行政書士の登録に関する事務」及び「行政書士法人の届出に関する事務」の手数料を 3 年に一度見直すよう日本行政書士会連合会に対して求める内規を策定した。</p> <p>⇒ 定期的な見直しの仕組み整備に向け検討中としていた 7 府省 10 法人 147 件 (該当がないものを除く。) のうち、仕組みを整備したものが 6 府省 8 法人 133 件、平成 27 年度中に整備予定のも</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>ii) 5年以内に算定根拠の見直しを行っていないもの及び見直しの具体的な内容が確認できないものについては、実績等に照らして算定根拠の積算が過大となっていないか検証を行い、過大となっている場合には、手数料等の額の引下げについて検討すること。</p> <p>(警察庁、金融庁、総務省、法務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省(計11法人140件))</p>	<p>のが2府省2法人14件(総務省・日本消防検定協会3件、経済産業省・日本電気計器検定所11件)</p> <p>(改善事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済産業省は、高圧ガス保安協会の手数料について、積算が前年度の実績に照らして過大となっていないか原則5年ごとに妥当性を法人に検討させ、その結果を報告させる仕組みを平成27年6月に整備した。 ・国土交通省は、軽自動車検査協会の手数料について、事業年度開始前の法人の予算認可の機会を捉え、その算定根拠の積算を見直すこととし、初回は平成27年3月に実施した。 <p>→ 5年以内に算定根拠の見直しを行っていないもの等7府省11法人140事項のうち、算定根拠について検証を行ったものが2府省2法人2件、検証予定のものが6府省9法人138件</p> <p>(改善事例)</p> <p>金融庁は、日本証券業協会が「外務員の登録に関する事務」について府令で規定されている手数料額が実費と比して過大となっていないか過去2年分について検証した結果、過大となっていないことを確認した。</p> <p>⇒ 算定根拠について検証予定としていた6府省9法人138件のうち、検証を行ったものが5府省7法人130件、平成27年度中に検証予定のものが2府省2法人8件(総務省・日本消防検定協会3件、経済産業省・日本電気計器検定所5件)</p> <p>(改善事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省は、軽自動車検査協会の手数料については、法人

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>④ 上記①から③に加え、次の措置を講ずること。</p> <p>i) 日本消防検定協会、高圧ガス保安協会、日本小型船舶検査機構、日本司法書士会連合会及び日本土地家屋調査士会連合会が手数料等を徴収して実施している事務・事業のうち、現行手数料等の額の具体的な積算が不明となっているものについては、速やかに当該手数料等の額の算定を行い、実績等に照らして算定根拠の積算が過大となっていないか検証し、過大となっている場合には、手数料等の額の引下げについて検討すること。 (総務省、法務省、経済産業省、国土交通省(計5法人114件))</p> <p>ii) 高圧ガス保安協会及び日本弁理士会が手数料等を徴収して実施している事務・事業のうち、試験又は講習の全部又は一部が免除されているにもかかわらず、手数料等を割り引いていないものについては、手数料等の額の割引を検討すること。 (経済産業省(2法人3件))</p> <p>イ 特別民間法人等が保有する資産からみた手数料等の適正化(勧告要旨)</p> <p>所管府省は、特別民間法人等の手数料等の適正化を図る観点から、特別民間法人等に対して、次の措置を講ずるよう指導す</p>	<p>の毎事業年度開始前の予算の認可の機会を捉え、その算定根拠を定期的に見直すこととし、平成27年3月、25年度の実績に照らして算定根拠の積算が過大となっていないことを確認した。</p> <p>→ 指摘した4府省5法人114件において、手数料等の具体的な積算について検証を行うことを検討中</p> <p>⇒ 手数料等の具体的な積算について検証を行うことを検討中としていた4府省5法人114件のうち、検証を行ったものが3府省4法人111件、平成27年度中に検証予定のものが1府省1法人3件(総務省・日本消防検定協会)</p> <p>→ 指摘した1府省2法人3件において、今後手数料等の検証を行い、検証結果を踏まえ、必要に応じて割引を検討する予定</p> <p>⇒ 手数料等の検証を行い、検証結果を踏まえ、必要に応じて割引を検討する予定としていた1府省2法人3件のうち、高圧ガス保安協会の2件は平成27年7月に、日本弁理士会の1件は27年6月にそれぞれ検証を行った結果、現在の手数料等を維持することとした。</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>る必要がある。</p> <p>① 日本電気計器検定所、軽自動車検査協会及び社会保険診療報酬支払基金については、各法人が保有する純資産が蓄積されてきた経緯を踏まえて、各法人の健全な運営に必要な資産規模を検討し、余剰が生じる場合には、当該余剰の金額の取崩しに係る計画を策定するとともに、それを踏まえた手数料等の額の引下げを検討すること。(経済産業省、国土交通省、厚生労働省)</p> <p>② 日本電気計器検定所の設備等整備積立金については、前述の項目Ⅱ2(1)の所見に沿った措置を講ずるとともに、その措</p>	<p>→ 日本電気計器検定所は、今後の収支や作業工数等の予測を基に手数料の額の引下げについて検討中</p> <p>軽自動車検査協会は、平成 25 年度決算において、施設整備積立金の額が今後 5 年の必要な施設整備に必要な金額を大幅に下回った。</p> <p>社会保険診療報酬支払基金は、余剰の金額の取崩しに係る計画を策定し、同計画（平成 27 年度まで）を踏まえた手数料の引下げ等を行って、効率的な事業運営に取り組んでおり、次期計画策定時には改めて効率的に事業を運営するために必要な資産規模の検討を行うこととしている。</p> <p>⇒ 日本電気計器検定所において、平成 26 年度の実績を踏まえて積立ての在り方を検証した結果、平成 27 年 3 月に計量法関係手数料令（平成 5 年政令第 340 号）が改正されたため、検定手数料の一部を引き下げ、純資産を取り崩した。</p> <p>社会保険診療報酬支払基金については、厚生労働省の省内事業仕分け等の指摘を受けて、余剰の金額の取崩しに係る計画を策定し、同計画（平成 27 年度まで）を踏まえた手数料の引下げ等を行い、効率的な事業運営に取り組んでいる。今後は同計画の進捗を踏まえて、平成 28 年度からの次期計画に向けて、改めて効率的に事業を運営するために必要な資産規模の検討を行う予定である。</p> <p>→ 日本電気計器検定所は、設備等整備積立金の平成 26 年度の実績を踏まえて積立ての在り方を検証し、必要に応じて 27 年度に</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>置に照らした積立額の状況に応じて当該積立金の源泉となっている手数料等の額の引下げ等の見直しを行うこと。(経済産業省)</p> <p>③ 日本電気計器検定所の開発研究積立金については、前述の項目Ⅱ2(1)の所見に沿った措置を講ずるとともに、その措置に照らした積立額の状況に応じて当該積立金の源泉となっている手数料等の額の引下げ等の見直しを行うこと。(経済産業省)</p> <p>④ 危険物保安技術協会の損失補填準備積立金については、前述の項目Ⅱ2(1)の所見に沿った措置を講ずるとともに、その措置に照らした積立額の状況に応じて当該積立金の源泉となっている手数料等の額の引下げ等の見直しを行うこと。(総務省)</p>	<p>手数料の引下げ等を行う予定</p> <p>⇒ 日本電気計器検定所において、平成 26 年度の実績を踏まえて積立ての在り方を検証した結果、平成 27 年 3 月に政令（計量法関係手数料令）が改正されたため、検定手数料の一部を引き下げ、積立額を縮小した。</p> <p>→ 日本電気計器検定所は、開発研究積立金の平成 26 年度の実績を踏まえて積立ての在り方を検証し、必要に応じて 27 年度に手数料の引下げ等を行う予定</p> <p>⇒ 日本電気計器検定所において、平成 26 年度の実績を踏まえて積立ての在り方を検証した結果、平成 27 年 3 月に政令（計量法関係手数料令）が改正されたため、検定手数料の一部を引き下げ、積立額を縮小した。</p> <p>→ 危険物保安技術協会は、平成 26 年 3 月からワーキングチームを立ち上げ、26 年度内を目途に各種積立金の在り方等について検討を行っている。</p> <p>⇒ 危険物保安技術協会は、ワーキングチームにおいて、損失補填準備積立金の在り方等について検討・整理を行い、平成 26 年 12 月に、計上目的の明確化、積立ての適正規模等について結論を得た。 その結果、平成 27 年 3 月に手数料等の額の引下げは行わないこととした。</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>⑤ 危険物保安技術協会の施設整備等積立金については、前述の項目Ⅱ2(1)の所見に沿った措置を講ずるとともに、その措置に照らした積立額の状況に応じて当該積立金の源泉となっている手数料等の額の引下げ等の見直しを行うこと。(総務省)</p> <p>⑥ 自動車安全運転センターの経営基盤安定化積立金については、前述の項目Ⅱ2(1)の所見に沿った措置を講ずるとともに、その措置に照らした積立額の状況に応じて当該積立金の源泉となっている手数料等の額の引下げ等の見直しを行うこと。(警察庁)</p>	<p>→ 危険物保安技術協会は、平成 26 年 3 月からワーキングチームを立ち上げ、26 年度内を目途に各種積立金の在り方等について検討を行っている。</p> <p>⇒ 危険物保安技術協会はワーキングチームにおいて、施設整備等積立金の在り方等について検討・整理を行い、計上目的の明確化、積立ての適正規模等について平成 26 年 12 月に結論を得た。 その結果、平成 27 年 3 月に新たに設定した積立額の状況を踏まえ、手数料等の額の引下げは行わないこととした。</p> <p>→ 自動車安全運転センターは、平成 26 年度決算により確定される取崩実績及び 26 年 9 月末日までに受領する監査法人等による必要額の算定等の委託結果を踏まえ、積立ての必要性を検証した上で、廃止又は積立額の規模の縮小を含む見直しを行うとともに、消費増税が予定される 27 年 10 月までに手数料の見直しを行う予定</p> <p>⇒ 自動車安全運転センターは、平成 26 年 9 月に受領した監査法人等の外部の専門機関への委託結果を踏まえ、経営安定化積立金については、消費税率の改正等、経営環境が著しく変化する場合を除き、5 年ごとに経営状況を踏まえながら適正規模を見直すこととしており、積立金の規模に密接に関連する手数料等の単価についても同様に、算定根拠の積算を行って手数料額との乖離を検証する方法により定期的に見直しを行うこととし、手数料等の定期的な見直しを内容とする内部規程を設けた(平成 27 年 8 月 1</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>⑦ 軽自動車検査協会の施設整備積立金については、前述の項目Ⅱ2(1)の所見に沿った措置を講ずるとともに、その措置に照らした積立額の状況に応じて当該積立金の源泉となっている手数料等の額の引下げ等の見直しを行うこと。(国土交通省)</p> <p>⑧ 高圧ガス保安協会の積立金（一般勘定、特別勘定 1、特別勘定 2）については、利益の留保が過大とならないよう、必要に応じて手数料額の引下げを含む見直しを行うなど適切性を確保するための措置を講ずること。(再掲)(経済産業省)</p> <p>(3) 財務内容等に関する書類の作成・公開の推進（附属明細書の作成・公開規定の整備） (勧告要旨)</p> <p>所管府省は、特別民間法人等の事業活動の状況、財政状態及び経営成績を、広く国民一般に明らかにし、法人の活動に対する国民的的確な理解を確保する観点から、附属明細書の作成・公開（当該書類の公開は、少なくとも主たる事務所に備置き、</p>	<p>日施行)。 平成 29 年 4 月に実施予定の消費増税（10%）時には、手数料等の積算見直しを実施する予定である。</p> <p>→ 軽自動車検査協会は、平成 25 年度決算において、施設整備積立金の額が今後 5 年の必要な施設整備に必要な金額を大幅に下回った。</p> <p>→ 高圧ガス保安協会は、平成 26 年度に、利益留保が過大とならないような手数料額となっているか検証を行い、必要に応じて 27 年度に措置を講ずる予定</p> <p>⇒ 高圧ガス保安協会は、平成 26 年度中に専門家の意見を踏まえ積立金の適正規模等について検討を行い、27 年 3 月に過大となっていないとの結論を得た。その結果、当該積立金を要因とした手数料額の引下げ等の措置は行わないこととした。</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>組合員・債権者等に限定することなく一般の閲覧に供すること。)等に関し、現在の各法人の実施状況に応じて、それぞれ以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 財務諸表の注記等をもって実質附属明細書に代えているが、事業報告書、貸借対照表及び正味財産増減計算書の全て又は一部の書類について一般国民への公開に関する規定が整備されていない法人に対して、財務諸表の注記等と一体的に構成されている貸借対照表及び正味財産増減計算書のほか事業報告書について、法人運営の基盤整備を図ることで法人のガバナンスを強化し、法人自らの事務処理実施の継続性を担保する観点から、これらの書類の一般国民への公開に関する規定を法令上義務付けるか、又は当該法人の定款等の内部規程において整備するよう指導すること。 (金融庁、総務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省 (計 7 法人))</p> <p>② 法令又は当該法人の定款等の内部規程において、附属明細書の作成及び公開について規定されていない法人に対して、法人運営の基盤整備を図ることで法人のガバナンスを強化し、法人自らの事務処理実施の継続性を担保する観点から、附属明細書の作成及び公開を行うことを法令上義務付けるか、又は当該法人の定款等の内部規程において規定するよう指導すること。 (警察庁、金融庁、総務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省 (計 30 法人))</p>	<p>→ 指摘した 7 府省 7 法人のうち、事業報告書、貸借対照表及び正味財産増減計算書の全ての書類の公開規定を整備したものが 6 府省 6 法人、今後整備予定のものが 1 府省 1 法人</p> <p>⇒ 規定を整備予定としていた日本司法書士会連合会は、平成 26 年度に「平成 25 年度収支計算書及び財務諸表」をホームページで公表する際、財務諸表の注記についても公表した。また、内部規程の整備については、同法人が保有する情報に関する諸規則の全般的な見直しに着手しており、平成 27 年度中に整備する予定である。</p> <p>→ 附属明細書の作成及び公開について規定されていない 8 府省 30 法人のうち、附属明細書の作成及び公開に係る規定を内部規程等で整備したものが 6 府省 20 法人、整備に向け検討中のもの等が 6 府省 10 法人 ※ 上記のうち平成 26 年度中に整備予定のものが 2 府省 5 法人、整備に向け検討中のもの等が 5 府省 5 法人</p> <p>⇒ 規定の整備に向け検討中としていた 6 府省 10 法人のうち、附属明細書の作成及び公開に係る規定を内部規程等で整備したものが 6 府省 8 法人、平成 28 年度中に整備予定のものが 1 府省 1 法人 (厚生労働省・健康保険組合連合会)、法人の解散に伴い対</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>③ 上記②の措置に伴い、当該法人の他の財務内容等に関する書類の作成及び公開に係る規定の整備水準が劣後することとなる場合には、それらの財務内容等に関する書類の作成及び公開に係る規律が同等の水準となるよう措置すること。 (警察庁、金融庁、総務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省 (計 22 法人))</p> <p>④ 作成及び公開する附属明細書には、各法人がそれぞれ準拠している企業会計基準、公益法人会計基準、特殊法人等会計処理基準等に記載されている事項を記載するよう指導すること。なお、当該法人の財務及び会計に関する省令等を適用している、又は法人の特性に応じた会計基準に準拠しており、これら省令等に附属明細書に表示する事項が明示されていない3法人 (健康保険組合連合会、国民年金基金連合会、全国石油商業組合連合会) に対しては、他の会計基準を参酌して、各法人の貸借対照表及び損益計算書又は正味財産増減計算書の内容を明瞭に補足説明する事項を記載するよう指導するこ</p>	<p>象外となったものが1府省1法人 (厚生労働省・鉱業労働災害防止協会)</p> <p>→ 他の財務内容等に関する書類の作成及び公開に係る規定を整備したものが6府省12法人、平成26年度中に整備予定のものが3府省4法人、整備に向け検討中のもの等が5府省6法人</p> <p>⇒ 規定を平成26年度中に整備予定としていた3府省4法人は、全て平成27年3月までに整備を行った。 また、整備に向け検討中等としていた5府省6法人のうち、附属明細書の作成及び公開に係る規定を内部規程等で整備したものが4府省4法人、平成28年度中に整備予定のものが1府省1法人 (厚生労働省・健康保険組合連合会)、法人の解散に伴い対象外となったものが1府省1法人 (厚生労働省・鉱業労働災害防止協会)</p> <p>→ 各法人が準拠している会計基準に記載されている事項及び国から国庫補助金等の交付を受けている場合その明細について、平成25年度決算に係る附属明細書に表示したものが6府省11法人、25年度決算に係る附属明細書に表示予定のものが3府省4法人、26年度決算に係る附属明細書に表示予定のものが3府省9法人、現在検討中のもの等が3府省4法人</p> <p>⇒ 各法人が準拠している会計基準に記載されている事項及び国から国庫補助金等の交付を受けている場合その明細について、表示予定となっていたもの5府省17法人のうち、平成25年度決算</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>と。また、国から国庫補助金等の交付を受けている場合には、その明細を附属明細書に表示するよう指導すること（既に国庫補助金等の明細を表示することとされている特殊法人等会計処理基準に準拠している場合は除く。）。</p> <p>（警察庁、金融庁、総務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省（計 28 法人））</p> <p>⑤ 法令に規定された附属明細書の作成等をしてこなかった全国社会保険労務士会連合会に関して、上記④の措置を講ずるとともに当該法人に対して、早急に法令を遵守するよう指導すること。（厚生労働省）</p>	<p>に係る附属明細書に表示したものが 3 府省 4 法人、26 年度決算に係る附属明細書に表示したものが 5 府省 11 法人、28 年度決算に係る附属明細書に表示予定のものが 1 府省 1 法人（厚生労働省・健康保険組合連合会）、法人の解散に伴い対象外となったものが 1 府省 1 法人（厚生労働省・鉱業労働災害防止協会）</p> <p>→ 全国社会保険労務士会連合会において、附属明細書が作成され、平成 25 年 11 月に同法人のホームページで公開された。</p>